

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う対応について

令和5年5月8日

日本下水道事業団

これまで政府新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえた対応を続けて参りましたが、5月8日に新型コロナウイルスの感染症法の位置づけが季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行されました。また、これからは、政府として感染症対策を一律に求めることはなくなり、個人や事業主に自主的な感染症対策が求められています。

当事業団におきましては、今後も感染拡大が生じうることを想定し、下記のような基本的感染対策を推奨してまいります。

記

基本的感染対策についての当事業団の考え方

- ①マスクの着用については、個人の判断を基本とし、高齢者等の重症化リスクの高い方への感染を防ぐためにマスクの着用が効果的な場面など、一定の場合にはマスクの着用を推奨します。
- ②手洗い等の手指衛生及び換気については、基本的な感染対策と有効であることから、引き続きの実施を推奨します。
- ③流行期においては、「三つの密」の回避及び「人と人との距離の確保」を推奨します。

以上